

令和6年4月9日

会員各位 殿

沼田利根医師会 会長 林 秀彦

## 改正感染症法に基づく「医療措置協定」締結について

先生方におかれましては、常日頃より利根沼田地域の保健業務にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、4月に入り群馬県健康福祉部 感染症・がん疾病対策課より「医療措置協定締結依頼書類在中」と書かれた封筒が郵送されてきた医療機関があるかと思えます。中には「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(医療措置協定)書」の書類一式が入っています。これは過日、県が新型コロナウイルス感染症流行期に病床確保や発熱外来を実施した医療機関にアンケートを実施し、今後も病床確保や発熱外来に対応可能である旨回答した医療機関に送付したと思われま

す。これらの書類は、今後新たに新興感染症等が発生・まん延したときに速やかに対応する医療機関を確保するために、県と医療機関との間で結ぶ協定(医療措置協定)となります。

群馬県医師会は、当初この協定の概略が発出された段階で、

- ・ 感染力や毒性のわからない未知の感染症に対して、行政が強制的に医療機関に対応させるのは如何なものか
- ・ この協定に従って対応を行い、感染した場合の対応、補償等が明記されていない

等の疑問点を提起し、県と話し合いを行い、

- ・ 知事がこの協定の実施を発するときには、県医師会と事前に協議を行う
- ・ 国からの指示でこの医療措置協定は速やかに結ばなければならない、補償等の文言を今回の協定書に盛り込むことは無理であるが、それに関しては前向きに検討する

との回答を得て、以後この協定を締結するか否かは各医療機関の裁量に任せることとしました。

送付された『改正感染症法に基づく「医療措置協定」について』の内容をよく吟味し、実施可能であると考えらるならば、「協定書」「同意書」の必要事項を記入して群馬県に返送をお願いします。